



再生可能エネルギー 地域共生促進税

4月1日から導入します



導入の背景・目的

県は、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及に積極的に取り組んでいます。

しかし、大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電事業については、環境への影響や土砂災害のリスク、景観悪化などを懸念する地域住民とトラブルになるなど、地域との調整に課題を抱える例も少なくありません。

そこで、「地域と共生」する再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立を目指すため、大規模森林開発を伴う発電設備に課税する「再生可能エネルギー地域共生促進税」を全国で初めて導入することとしました。

この新税の目的は、再生可能エネルギーの導入を抑制することではなく、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生を促進することです。

なお、新税による税収があった場合には、再生可能エネルギー発電事業の適地誘導策や環境保全の活動基盤の整備などに充てることとしています。

新税の概要

課税対象	大規模森林開発(0.5ha超)を伴う 太陽光・風力・バイオマス発電設備 (3月31日までに稼働・着工済みの場合は対象外)
納税義務者	上記の再生可能エネルギー発電設備の所有者

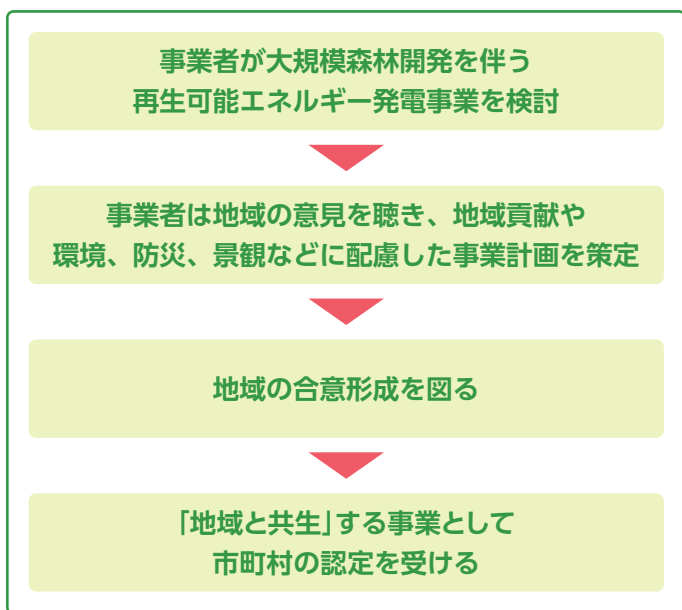
ポイント

「地域と共生」する事業[※]として、市町村の認定を受けた場合は、非課税になります。認定を受けるためには、以下のような取り組みが求められます。

- 地域の住民や産業団体などの意見を聴き、地域貢献策を実施する
- 住民の不安をより低減できるよう、環境、防災、景観などに配慮した事業計画を策定する
- 地域の合意形成を図る など

※ ① 地球温暖化対策推進法に基づく認定地域脱炭素化促進事業
② 農山漁村再生エネ法に基づく認定設備整備計画による事業
③ ①、②に準ずる事業

再生可能エネルギー発電事業の地域との共生が促進される仕組み



認定を受けた場合は非課税となり、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生が促進される

問 税の趣旨や使い道に関すること…再生可能エネルギー室 ☎022(211)2332
問 税の課税・徴収に関すること……税務課 ☎022(211)2323

詳しくは
こちら

